

[別紙1]

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金 (鳥取地どりブランド生産拡大支援事業)の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が別に定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合にはあらかじめ県の承認が必要です。早めに県
担当者にご相談下さい。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いを全て完了した日をもって整理します。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は 翌年度の4月10日のいずれか早い日)

※実績報告での事業完了年月日は、補助対象経費の支払いを全て完了した日
をもって整理します。

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を
郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから実地に出向いて書類等进行检查の上、補助金額を確定
の後、別に通知する日までに支払い(振り込み)することとしています。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部農業振興戦略監畜産課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7831 chikusan@pref.tottori.lg.jp